

名古屋市交通局管理規程第 5 号

名古屋市交通局事務分掌規程（令和 6 年名古屋市交通局管理規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

第 5 条の 3 の表企画財務部の部企画調整・外郭団体の項を次のように改める。

企画調整	1 局長の指定するその他重要事項の企画及び総合調整に関すること。 2 出資団体その他関連団体に関すること。	1
------	--	---

第 5 条の 3 の表電車部の部を次のように改める。

電車部	地下鉄運輸業務に関する総合調整	1 局長の指定する部の経営計画の立案及び調整に関すること。 2 局長の指定する部内の連絡調整に関すること。	1
	施設管理	1 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関すること。 2 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関すること。	1
	運転管理	1 高速電車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関すること。	1

第 5 条の 3 の表電気車両部の部を次のように改める。

車両電気部	鉄道車両設計管理	1 局長の指定する鉄道車両設計管理に関する事	1
	鉄道電気設計管理	1 局長の指定する鉄道電気設計管理に関する事	1
	電気設備更新	1 局長の指定する高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の建設、改良計画及び施行に関する事。 2 局長の指定する自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良計画及び施行に関する事。 3 局長の指定する高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の総合計画に関する事	1

第66条（見出しを含む。）及び第67条中「、副所長」を削る。

第68条の2を削る。

第69条中「副所長、所長及び副所長ともに事故があるときは」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
（名古屋市交通局課長補佐等設置規程の一部改正）
- 名古屋市交通局課長補佐等設置規程（令和6年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「課長補佐（企画調整・外郭団体）」を「課長補佐（企画調整）
課長補佐（企画調整）」

「管 理 課
に、 「管 理 課
課長補佐（管理）」を 課長補佐（管理） に、
課長補佐（企画財務）」

「課長補佐（営繕改良）」を「課長補佐（営繕改良）
課長補佐（建築施設更新）」に、
「課長補佐（設備改良）」を「課長補佐（設備改良）
課長補佐（設備更新）」に、
「課長補佐（信号通信）」を「課長補佐（信号通信）
課長補佐（電気設備更新）」に改める。

（高速電車係員規程の一部改正）

- 3 高速電車係員規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

第75条中「電気事務所副所長」を削る。

第77条中「（次条に規定する電気事務所副所長が掌理する業務を除く。）」を削る。

第77条の2を削る。

第78条中「及び電気事務所副所長（以下「電気事務所長等」という。）」を削り、「これらを補佐」を「これを補佐」に改める。

第81条、第84条及び第87条中「電気事務所長等」を「電気事務所長」に、「これらを補佐」を「これを補佐」に改める。

（交通局次長以下代決規程の一部改正）

- 4 交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1部長の欄第2号中「（電気事務所副所長を含む。以下この表において同じ。）」を削る。

別表第2第1号中「（電気事務所副所長を除く。以下この表において同じ。）」を削る。

（技術係員服務規程の一部改正）

- 5 技術係員服務規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び電気事務所副所長」を削る。

第7章第2節の節名中「及び電気事務所副所長」を削る。

第179条中「（次条に規定する電気事務所副所長が掌理する業務を除く。）」を削る。

く。）」を削る。

第179条の2を削る。

第180条中「及び電気事務所副所長（以下次節、第6節、第9節及び第12節において「電気事務所長等」という。））」を削る。

第181条、第197条、第210条及び第229条中「電気事務所長等」を「電気事務所長」に、「これらを補佐」を「これを補佐」に改める。

（管理職手当支給規程の一部改正）

- 6 管理職手当支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「電気事務所副所長及び局付担当課長」を「局付担当課長」に改める。

（高速電車運転取扱規程の一部改正）

- 7 高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「電気事務所副所長、所長補佐（変電）」を「所長補佐（変電）」に改める。

（高速電車事故対策手続規程の一部改正）

- 8 高速電車事故対策手続規程（昭和48年名古屋市交通局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別図2中「、情報システム課」を削り、「経営企画課」の次に「、デジタル推進課」を加える。

別表第2中「情報システム課」を削り、「経営企画課」を

「経営企画課
デジタル推進課」に改める。